

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

平成 2 3 年 第 9 回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成 2 3 年 第 9 回 東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成23年 9 月30日（金曜日）午後 2 時00分～午後 3 時21分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第 4 ・ 5 会議室

3. 出席委員 1 番 鈴 木 敏 彦（委員長）

2 番 小 泉 美佐子

3 番 土 田 豊

4 番 武 石 修一郎

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

教育長職務

代理者

学校教育部長

学校教育部

参事兼

指導室長

建築課長兼

教育施設担当

副参事

統括指導主事

社会教育部

副参事

（国体準備

担当）

中央図書館長

野 口 弘

小 島 昇 公

今 城 徹

堂 垣 隆 志

岡 田 博 史

高 橋 宏 之

社会教育部長

学校教育課長

給食課長

社会教育課長

中央公民館長

兼 狭 山

公民館長

小 俣 学

田 代 雄 己

梶 川 義 夫

佐 伯 芳 幸

乙 幡 正 喜

6. 書 記

庶務係長

小 川 圭

主 事

谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 第7号報告 事務の臨時代理の承認について

第4 第8号報告 事務の臨時代理の承認について

第5 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

第6 第27号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について

第4 第28号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第5 その他報告事項 (1) 東大和市学校給食用食材の放射性物質測定結果について
(2) 平成23年度子ども手当にかかる学校給食費の支払いについて
(3) 第42回東大和市民体育大会ふれあい市民運動について
(4) 第41回東大和市民文化祭について
(5) 地域スポーツクラブ設立について
(6) 「みずうみ」号の被災地活動写真展について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから、平成23年第9回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は土田委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 それでは、平成23年8月27日から平成23年9月26日までの教育長諸務報告を申し上げます。

初めに、平成23年8月27日に、国際野外アート展を見学いたしました。狭山丘陵を舞台に今回が3回目の開催となります。国内、海外で活躍する20名を超えるアーティストの作品が狭山丘陵内に配置され、しばし時間を忘れる作品展でございました。

9月3日には第四中学校の道徳公開授業を見学いたしました。どのクラスも真剣に授業に取り組んでおり、学年ごとの発表もねらいが明確で、内容の濃いものでございました。義務教育は生徒にとっては義務でなく勉強する権利であるというテーマも、ともすると義務感を持っていた生徒たちには新鮮にうつったようでした。保護者からもよかったという意見が多く出されておりました。

9月6日にはふれあい市民運動会の合同会議に出席いたしました。企画運営委員会等の報告がなされ、9月25日の開催、及び競技方法等の説明がありました。最後の競技であるボウリングで大バトンリレーの説明の中で、平成25年に実施される東京国体の説明がございました。東大和市で開催される競技がボウリングであり、デモンストレーション競技がスポーツチャンバラと決定していること、さらに、運動会の中で競技のデモンストレーションや国体のPRが行われる旨の説明がございました。

同日 9 月 6 日から 26 日の間、平成 23 年第 3 回東大和市議会定例会が開催されております。主な内容につきましてはお手元に資料をご配付させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。最終日には教育委員の人事案件が提出され、私、小島昇公が教育委員として議会の同意を賜りました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

9 月 13 日には、東京都市指導主事会第四地区指導連絡会が開催されました。日ごろの教育行政に対する取り組みに対しお礼を申し上げるとともに、各市の共通課題に対して情報を共有して協力体制のさらなる強化をお願いいたしました。

9 月 24 日には、上北台公民館まつりの開会式に出席いたしました。晴天のもと、公民館利用者の作品展示ほか盛大にとり行われておりました。

9 月 25 日にはふれあい市民運動会に参加をいたしました。絶好の運動会日よりのもと約 1,000 人が参加され、なごやかな運動会がとり行われました。新たな競技も加わり、お子様から高齢者まで、とても楽しんでおられました。

9 月 26 日には平成 23 年度第 1 回東大和市財産価格審議会に出席をいたしました。今回は（仮称）東大和郷土美術園の用地購入に関する案件であり、臨時委員として出席をいたしました。

以上で、諸務報告を終了させていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告についてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第 3 第 7 号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第 3、第 7 号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第 7 号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し

上げます。

本件は、平成23年度東大和市一般会計補正予算（第5号）であります。一般会計補正予算（第5号）は、第3回市議会定例会に第47号議案として提出され、9月6日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点ではまた市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付することができず、平成23年8月30日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げます、承認をお願いするものであります。

概要につきましては、学校教育部関係は私から、社会教育部関係は社会教育部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

平成23年度東大和市一般会計補正予算（第5号）のうち、学校教育部関係につきましてご説明申し上げます。資料の1ページをお開き願います。

歳入でございますが、第14款都支出金、第2項都補助金、8目教育費都補助金、1節教育総務費補助金でございますが、教師の異動等による部活動の休廃止を防ぐための外部指導員導入促進補助事業に第二中学校が指定されたため11万7,000円を計上するとともに、学校支援地域本部事業261万2,000円を学校支援地域本部事業委託金から変更するものであります。

続きまして、歳出でございますが、資料の3ページをお開き願いたいと存じます。10款教育費1項教育総務費3目教育指導費は59万9,000円の増額であります。4ページの説明欄をご覧ください。事業番号11の教育指導管理事務費は、第五中学校における言語能力向上推進事業補助金、8節報償費講師謝礼30万円及びこれらに関する消耗品費29万9,000円、合計59万9,000円の計上でございます。

10款教育費3項中学校費3目特別支援学級費は55万4,000円の増額であります。事業番号1の特別支援学級事業費は、第一中学校の特別支援学級では近隣市6市、小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市、武蔵野市と合同で、劇と音楽の会を実施しております。本年度は東大和市が幹事市であり、参加人数が500人を超える規模のため、ハミングホールの会場使用料55万4,000円を補正計上するものであります。

続きまして、資料の7ページをお開き願います。10款教育費5項保健体育費3目学校給食費は22万円の増額であります。8ページの説明欄をご覧ください。事業番号2の学校給食センター運営費12節役務費が1万円、13節委託料が21万円、

合計22万円の増額でございます。内容は、学校給食の食材の放射能に対する検査委託料等でございます。基本的には学校給食の食材は出荷停止等のない食材を使用しており、安全であると認識しております。しかし、保護者の安全に対する不安をさらに解消するため、検査を実施するものであります。内容といたしましては、食材5品目を2回検査する予算でございます。既に議会初日に議決を賜り、第1回目の検査を実施いたしました。内容につきましては後ほどご報告をさせていただきますと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、続きまして社会教育部のご説明をさせていただきます。3ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費4項社会教育費は68万8,000円の増額であります。1目社会教育総務費事業番号4成人式事業費8節報償費8万円は、来年1月9日に実施が予定されております成人式の式典後に行われます実行委員会の催物で使う抽せん会の記念品代であります。今年度の成人式は前年より9人少ない780人の新成人が対象となっております。

その下、事業番号6、文化財保護保存事業費14節使用料及び賃借料10万6,000円は、都立東大和南公園にあります旧日立航空機株式会社変電所及び都立狭山公園にあります慶性門の用地借上料の増額であります。これにつきましては、平成23年4月1日付で東京都公園条例施行規則の一部が改正されたことから、東京都より5月17日付で通知がございまして、借上単価の見直しにより、市の文化財であります旧変電所のある都立東大和南公園について、年間9万9,152円、慶性門のある都立狭山公園につきましては年間5,900円不足することが判明したことによるものであります。

続きまして、その下になりますが、2目公民館費、事業番号1中央公民館事業費は50万2,000円の増額であります。2件ございますが、1件目は、8節報償費7万3,000円の増額であります。こちらにつきましては、今年度の公民館事業におきまして聴覚障害のある方の参加が前年度より多いことを受けまして、今後手話通訳者のついておりません事業に対応するための経費を計上をいたすものであります。

2件目でございますが、こちらは6ページになります。11節需用費⑥修繕料は

42万9,000円の増額であります。こちらにつきましては、去る7月12日に行いまして中央公民館のエレベーター保守点検の結果、エレベーターに使用しております各種部品が老朽化に伴い損傷が著しいという報告を受けたことから修繕を行うものであります。

続きまして、その下でございますが、5項保健体育費1目保健体育総務費は、さきの8月26日の教育委員会定例会でご承認をいただきました規則改正に伴うものでありまして、これまで事業番号3にありました体育指導委員活動費192万4,000円を、同額その下の事業番号5スポーツ推進委員活動費に全額振り替えるものであります。

なお、内訳につきましては、いずれも変わっておりません。

その下、2目体育施設費事業番号1市民体育館管理費14節使用料及び賃借料108万4,000円は、都立東大和南公園の用地借上料の増額であります。これは先ほどご説明いたしました内容と同じでありまして、同様の理由により、市民体育館、市民プール及び駐車場の借上料につきまして、年間108万3,488円不足することが判明したことから今回計上をしたものであります。

内容につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

私から、学校教育関係ですけれども、二中の部活動の外部指導員、これは具体的にこういう事態が起きたのかどうか。その内容がわかったら教えていただきたいのと、それから、特別支援学級、本市が会場になっている発表会があるそうですが、これはできれば私どもにも案内が届けられるとうれしいと思います。考えてみていただきたいと思います。質問は1点です。

指導室長。

○今城学校教育部参事兼指導室長 ただいま質問がありました部活動の外部指導員の事業でございますが、これは二中にだけ必要が出たというものではありませんで、これは市の予算でも毎年外部指導員の補助については予算を計上いただいているところであります。その中で東京都が毎年促進事業という名目で補助金を支出している、その名目に当たるのが二中のバスケットボールというところで、二中から申請を東京都に出したということで、その補助金を含めて市の財政に入れさせていただいて、5校の外部指導員に割り当てるということでありますので、

二中だけが突出して多く外部指導員を入れているという状況ではなく、5校とも外部指導員は例年どおり導入をしているという状況であります。

以上であります。

○鈴木委員長 ほかがございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第7号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第8号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第8号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、教育財産の取得の申し出についてでございます。教育財産の取得の申し出は、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号に、教育財産の取得の申し出及び廃止に関することということで、教育委員会の権限に属する事務となっております。現在（仮称）東大和郷土美術園用地として借用している用地を土地所有者から10月を期限に買い取ってほしい旨の申し出がございました。今後美術園として正式に開園するためには今回の用地を購入する必要があります、この機会に用地を取得できない場合、今後この用地を買い戻すことが非常に難しくなることが想定されるため、急遽市に対し取得の申し出を行うことといたしました。前回の東大和市教育委員会定例会が開かれた時点では教育

財産の取得について最終の調整が終了しておりませんでした。そのことから、平成23年第8回東大和市教育委員会定例会に付することができず、平成23年8月29日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

概要につきましては社会教育部長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、概要につきまして申し上げます。

まずは、経過についてご説明申し上げます。（仮称）東大和郷土美術園の敷地につきましては、市所有の約1,390平方メートルのほか、平成5年から借用してまいりました土地約930平方メートルとなっております。また、母屋、土蔵、長屋門につきましては、平成5年に市に寄贈を受けまして市の所有となっており、現在に至っております。また、借用しております土地につきましては、平成3年当時市が購入し、郷土美術園として整備する構想でありましたが、財政状況等の理由から購入できないままとなっております。そのため、これまでの間敷地内の樹木剪定や建物の管理をしながら、毎年5月と11月の年2回、（仮称）東大和郷土美術園特別公開という形で、市民の皆様に、日本画家吉岡堅二氏の作品、アトリエ、庭園を見ていただく機会をつくってまいりました。そのような状況の中、平成23年8月10日に、借用地の所有者から市に対しまして10月を期限にこの借用地を買ってほしいというような申し出がございました。

先ほど学校教育部長からも説明がございましたが、今後郷土美術園用地として正式に開園するためには、この借用地も一帯として整備しなければならないということから、今回の申し出の機会に市が取得しなければ今後土地を買い戻すことが非常に難しいこと、それから現在まで継続をしてきております特別公開の事業にも影響が出ることが予測されるところでございます。そのため、この土地を教育財産として早急に取得することが必要であると考えまして、補正予算により購入させていただくよう準備を進めてまいりました。

今後につきましてご説明申し上げます。今回教育財産の取得の申し出により土地所有者から土地を購入させていただくことができましたら、今後郷土美術園の整備を進めてまいりたいと考えております。具体的には、吉岡画伯の作品の購入や駐車場にするための長屋門北側の土地の取得、また美術園として公開していく

ための改修工事など、必要な経費を算出するとともに、仮称の取れました東大和郷土美術園として開園できるような整備計画を立ててまいります。

また、正式な開園がいつになるのかにつきましては、今後予算の絡みもありますので、現状では明確にお答えすることができませんが、市にとって文化振興の拠点となる大切な場所でございますので、少しでも早期に開園できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 質問ではありません。土地の購入ということはタイミングが失われると手に入れたいと思っても手に入らない。したがって、こういう機会にすぐそういう決断をされたということは大変よかったと思います。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 私も、東大和の文化を一層充実させるためには、本当に貴重なものであろうと、常々思っておりましたので、今回こういう申し出があって、それを購入し、さらに発展、充実させて活用するような方向でご検討いただいているということ、とてもうれしく思いました。ぜひ市民に広くPRをして、活用していただきたいと、お願いいたします。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 この今回の申し出でございますけれども、タイミングというのは非常に大事だというふうに私どもも思っておりました。東大和市の基本計画にもこの整備計画というのは位置づけられておりまして、こちらの計画の位置づけというのは非常に重要だというふうに私どもも考えてきておりました。今回の申し出がございましたので、土地については今まで毎年ですが年2回お金を払って借りてきたんですけれども、今回そういうことで土地として購入できるものですから、今後はその開園に向けて努力いたしまして、年2回の特別公開には遠くの方もおいでいただいておりますので、広く整備しながら周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

よろしくお願いします。

○鈴木委員長 私からも、同じ意見になりますけれども、所有者から申し出があったということは、本当に市にとってはありがたいことで、次の議題になるようですけれども、市でまたちょうど折り合いが予算の面について、買うことにしたようで、これも本当によかったと思います。社会教育部長から話がありましたけれども、郷土美術園開園についてのこれからのさまざまな手はずや予算の裏づけ等あると思うんですが、市民にとって大切な文化的な機関ですので、できるだけ市民の声も反映した郷土美術園にしていいただければ、その辺も心がけていただきたいと思いますので、一言添えたいと思います。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 今後の整備につきましては、これからのところでございます。その進めるに当たりましては、さまざま意見をいただきながら、例えば郷土博物館の運営協議会、付属機関もありますし、いろいろなところ、文化財の専門委員の皆さんにもお話を聞くとか、いろいろ意見を聞きながら計画は立てていきたい。市民の声もいただきながら進めていけたらというふうに思っておりますので、また進めるに当たりましては教育委員の皆様にもご覧いただいて、ご意見をいただき、進めていけたらというふうにも思っております。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第5、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第9号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成23年度東大和市一般会計補正予算（第6号）であります。一般会計補正予算（第6号）は、第3回市議会定例会に追加議案の第54号議案として提出され、9月26日に原案どおり可決されております。追加議案は9月16日までに議案を提出しなければならず、9月の教育委員会定例会にお諮りすることができなかったため、平成23年9月16日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、ご報告を申し上げ、承認をお願いするものであります。

概要につきましては社会教育部長から説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 それでは、概要につきまして申し上げます。

第8号報告でご説明をいたしました教育財産の取得の申し出についてに関します（仮称）東大和郷土美術園の借用地の購入に伴う補正予算であります。1ページをお開きいただきたいと思います。10款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費の補正額は6,430万8,000円であります。その右側特定財源の欄でございますが、内訳といたしましては5,700万円を（仮称）東大和郷土美術園用地買収事業債地方債、残りの730万8,000円を一般財源として計上しております。

次に、2ページをご覧くださいと思います。事業番号7文化施設管理費6,430万8,000円は、（仮称）東大和郷土美術園の借用地の購入に伴う経費でありまして、内容につきましては2件ございます。1件目につきましては、11節需用費4万5,000円でございますが、こちらは土地売買契約に伴う収入印紙代であります。また、2件目の17節公有財産購入費用地買収費につきましては6,426万3,000円ございまして、こちらが借用地の購入金額であります。

なお、正式な金額でございますが、借用地の不動産鑑定委託で出ました金額を東大和市財産価格審議会で審議をいたしまして、1平方メートル当たりの単価6万7,600円、測量委託に基づく面積929.99平方メートルによりまして計算いたしまして、買収金額につきましては6,286万7,324円と決定しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 これは申し出があった現在の所有者もこの金額で納得をされたということですか。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 所有者から申し出がありまして、その後さまざま話し合いの場を持ちました。市では内々でといいますか、概算の金額を算出することができまして、その金額については所有者の方にお話をし、ご了解をいただいていたところでございます。予算の補正の額が足りないと困りますので、その辺は用地のほうで概算の金額を出してもらってございましたけれども、その金額で議決をいただき、そして今申し上げました財産価格審議会でその補正予算の額よりも下回りましたものですから、この補正の額が6,430万8,000円を超えておりませんでしたので、6,430万8,000円、補正の議決をいただいた金額よりも財産価格審議会で審議した額が下回りましたので、問題なくこの審議会で結論が出た金額で所有者と話を今後も進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 訂正申し上げます。用地の買収費につきましては6,426万3,000円のところを、6,430万8,000円というふうに申し上げましたが、間違えておりましたので、土地代につきましては6,426万3,000円でございます。

以上です。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第 6 第 2 7 号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について

○鈴木委員長 日程第 6、第27号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

（書記朗読）

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第27号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は人事案件であります。学校教育部長小島昇公から平成23年 9 月30日付で退職したい旨の届けが市長に提出され、これが受理されました。そのため、9 月30日付で市長部局へ出向いたします。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第 6、第27号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第27号議案 東大和市教育委員会事務局職員の任免について、本件を承認と決します。

◎日程第 7 第 2 8 号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第 7、第28号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長職務代理者学校教育部長。

○小島教育長職務代理者学校教育部長 ただいま議題となりました第28号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本規則は東大和市奨学資金貸付条例に基づき貸し付けの具体的手続を定めたものでありますが、このたび様式の内容を改めるため規則の一部を改正するものでございます。

内容についてご説明申し上げます。議案及び資料の改正前、改正後対照表をご覧ください。何枚かおめくりいただいてA3の用紙が改正前、改正後でございます。まず、第3号様式、これは奨学資金の貸付決定（却下）通知書であります。改正前の様式の下欄に記載されております注意1及び2を削除するものであります。本表示は行政不服審査法に基づき行政庁が処分性のある決定等を行う際に記載が義務づけられておりますが、奨学資金の貸付にはこの処分性がないことが判明いたしましたので、削除することといたしました。

1枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、第5号様式、これは奨学資金の貸付停止等通知書であります。第3号様式と同様、表示を削除するとともに文言整理を行うものでございます。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、第7号様式、こちらは奨学資金の償還方法変更申請書でありますが、償還方法に新たに償還猶予及びその他の項目を設けるとともに文言等の整理を行うものでございます。償還猶予につきましては高校卒業後に大学等へ進学した貸付者からの償還を在学期間中は猶予するため新たに追加することといたしました。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、第9号様式、こちらは奨学資金の償還方法変更承認（却下）通知書でありますが、償還方法変更申請書と同様、償還方法に償還猶予及びその他の項目を設けるとともに、新たに理由の欄を設けるものでございます。

もう一枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、第10号様式、こちらは奨学資金の償還減免承認（却下）通知書でありますが、第3号様式等と同様、表示を削除するものでございます。

最後に、お戻りいただきまして、付則でございますが、この規則の施行日を公布の日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第28号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第28号議案 東大和市奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第8、その他報告事項を行います。

報告事項1、東大和市学校給食用食材の放射性物質測定結果について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、資料その他報告(1)となっているところ、A4、1枚ですが、ご覧いただきたいと思います。

東大和市学校給食用食材の放射性物質測定結果についてでございます。先ほど第7号報告でもございましたが、学校給食用食材につきましては、国等により検査を受けまして、暫定規制値を超えたものについては市場出荷されていません。逆にいうと市場出荷されているものについては安心な食材ということでとらえておりますが、それだけでは保護者からの不安の声というのはなかなか払拭できないところでございます。そのため、この9月議会におきまして、5品目を2回分、放射性物質の測定検査のための委託経費を補正計上いたしました。今回はその1回目の結果の報告でございます。

内容につきましては、まず記となっている下の1番、検査品目でございます。検査品目につきましては、キャベツ、ほうれん草、小松菜、鶏肉、牛乳でござい

ます。こちらの品目につきましては、さまざまあります学校給食用食材の中から、葉物野菜それから産地や使用料の多いものを中心に抽出いたしました。検査日は給食用食材を納入した日と同日で、9月20日に納入されたものを同日に検査してございます。

4番検査方法でございますが、こちらにつきましては、厚生労働省が平成14年に定めております緊急時の食品の放射能測定マニュアル、現在こちらは国が行っている検査、それから他の市町村が行っているほとんどこの方法で行っている検査でございます。それと同じゲルマニウム半導体検出器というものをを用いた放射性物質の測定でございます。

5番の検査結果でございますが、今回放射能物質といたしましては、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134と137、この3つを国と同様に検査してございます。検査結果でございますが、結果の欄をご覧くださいますとおわかりになります但不検出でございます。この不検出という意味でございますが、表の下、※になっているところでございますが、不検出というのは、検出限界値未満のことでございます。表の列の左から4列目あたりに検出限界値というものが品目ごとに定められております。例えばキャベツの放射性ヨウ素の欄をご覧くださいますと1.2というものがございますが、こちらは検出機を使ってこの物質を放射性物質であるかどうか検出するときに、これ以上検出できない最小の値でございます。これを下回る結果であったということの意味で不検出ということで、すべての食材がおおむね検出限界値は1.0から1.9ぐらいの範囲で見られておりますが、これをいずれも下回っているということで、暫定規制値をはるかに下回る十分安心できる食材と考えてよろしいかと思います。

この内容につきましては、先日学校を通じまして保護者の方にお配りすると同時に、それに先駆けて議会にも情報提供を行っております。今後は市のホームページにも掲載していきたいと考えてございます。

また、放射性検査につきましては2回分今回補正計上しております。2回目につきましては時期を見ながら実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 具体的にはどのような業者に委託をされているのですか。業者でしょうか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 こちらにつきましては民間の検査業者でございます。見積もりによる競争入札によりまして安価なほうに落ちております。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 その業者は国家のそういう資格を持った業者ですか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 その認定も受けてございます。また、資料の検査方法にございます厚生労働省のマニュアル、こちらにかなり専門的な内容の検査方法が載っておりまして、なかなか私でも理解しづらいところがあるんですが、すべてこれらの機器を備えたところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 これは日本国民だけではなくて、世界中かなりナーバスになっていきます。特に小さい子供を持つ親御さんたちは大変心配だということで、こういうことがご心配いただかなくても結構ですよということで、親が十分納得できるような、これは疑えば切りがない。限界値といっているけれども、それよりもちょっと少ない数字ではないかといって、それで大丈夫かというふうに、本当に切りがない。子供のことを考えている親が心配するのはわかるんですけれども、こういう数字が出たということ、本当に大丈夫なんだというふうに思わせる説明をこれからちゃんとやっていってもらいたいと思います。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 例えば他市におきましては、ここの検出限界値というところを10ベクレルですとか、この単位につきましてはベクレルとありますが、20ベクレルですとか、そういったところを検出限界値として定めているところもあるようでございます。私ども今回検査機関にお願いしたところが、かなり精度が高く検査していただきまして、今おっしゃっていただきましたようにかなり低い値で、それをかなり下回ったということでもございます。

それから、この件につきましては、先日読売新聞にも取り上げていただきまし

て、広く、保護者だけではなく東大和市については基本的には安全な食材を食していただいているということで、PRもしております。

それから、私ども今回この検査につきましては、厚生労働省が定めるマニュアルに基づきまして、簡易検査ではなく、言ってみれば本格的な検査でございます。他市におきましては簡易検査というものを実施しているところもあるようでございますが、私どもは本格的な検査を行いましてこれだけ精度の高い下限値未満であったということでございます。PRにつきましては、できる限りわかりやすく伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

質疑を終了いたします。

報告事項2、平成23年度子ども手当にかかる学校給食費の支払いについて、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、続きまして資料その他報告（2）をご覧いただきたいと思います。

平成23年度子ども手当にかかる学校給食費の支払いについてでございます。先般平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法が可決されております。施行については10月1日でございます。この法律の中で、受給者の申し出があれば学校給食費に子ども手当を充当することができるという仕組みがとられております。そこで私たち学校給食課といたしましても、学校給食費の未納対策としてこちらを活用したいという内容の報告でございます。今後子ども手当の担当課であります子育て推進課と調整を取りながら進めていきたいとは考えております。

資料についてのご説明でございますが、まず制度の概要についてでございます。こちら制度の概要については子ども手当の中の学校給食費の徴収に関する部分ということでとっていただきたいと思います。ここの制度の概要につきましては、1番、先ほど申し上げましたが、今回の特別措置法におきまして、受給資格者の申し出があれば子ども手当から給食費を支払うことができるというものでございます。別添に法律の条文の抜粋を載せさせていただいておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。

制度の概要２でございますが、対象となる手当につきましては、子ども手当の支払い時期が２月、６月、１０月の年３回でございます。１０月分は事務的には間に合いませんので、２月分と６月分、直近ですと２月分でございます。こちらにつきましては１０月から１月分まで、６月分につきましては２３年度の残りの２月、３月分、こちらを対象としたいと考えております。

３の充当する給食費についてでございますが、過年度を含む未納分でございます。国といたしましては、充当できる範囲を明確化しないとしておりまして、過年度の未納分も可としております。ただし、今回の制度につきましては給食費の未納対策として活用したいということでとらえておりますので、これまでどおり給食費は基本的には毎月いただくということは変わりございません。どうしても支払いができないという方について申出書による学校給食費の徴収という形をとらせていただきたいと思っております。

次に事務の流れをご説明させていただきます。まず１番でございますが、まずだれが未納になるかわからないため、まず全世帯に制度、こちらを理解していただくために通知文と、それから申出書を配布いたします。次に、学校あるいは給食課に直接申出書を提出していただきます。３で、その後給食課で未納となった世帯の分の申出書、こちらとデータ化したリストを子育て支援課に送付いたします。４番で、子育て支援課で確認作業を行っていただきまして、給食費の徴収額の連絡をデータでいただきます。最後に、子育て支援課から給食費の支払いが行われるというものでございます。これに伴う関連処理事項といたしましては、この後１番目でございますが、子育て支援課で事務処理要綱を作成していただきます。それから、個人情報のやりとりがございますので、１０月下旬から１１月に開催が予定されているということでございますが、こちらに給食課では子育て支援課に給食課の未納データを渡すという報告で結構だそうですが、この報告を行わせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 今説明をお聞きしましたら、受給資格者の申し出があればということが原則なのかなと受けとめましたが、こちらから依頼をするというようなことは

できるのでしょうか。それともう一点ですけれども、先ほども出ていましたけれども、いわゆる個人情報ということですので、依頼するにしても相当よく気をつけてしていただかなければいろいろと不都合なことが起こるのではあるかと思えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 資料の事務の流れの1番にかかる部分かなと思っております。まず全世帯、おおむね児童・生徒数6,700人いますので、この件数に近い保護者の方に通知文を送ります。その中で制度のきちんとした説明をするつもりでございます。

なお、それと一緒に申出書をセットで送ります。基本的なつくり込みとしては、給食費について未納が発生した場合には子ども手当を一部充当して構わないという申出書のつくりをしたいと思っておりますので、そういった事前に未納が考えられるというような場合には保護者の方が学校あるいは給食課に出していただく流れになるかと思えます。それから、またなかなか提出が、出したからといってすべて返ってくるかどうかわかりません。私ども給食課では毎月のように未納者のお宅に電話あるいは訪問徴収という形で出かけていっております。未納者の方については未納者の方と接した時点でこういったお話を出しまして申出書の提出をどうでしょうかということでも声かけは行いたいと思っております。

それから、個人情報につきましては学校を通じて配る段階については特に個人名を出して配ることはございません。出していただく段になって学校を通じてこちらに回収するというような段取りでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 前に未納の額が数字で出ていたことがありましたが、当市の全校の給食費の未納の額というのは総額的に余り大きくないと聞いたんですが、数字がわかるかどうかということと、それから未納、あえて納めてくれない人が子ども手当を充当していいという承諾書みたいなものを出すかどうかわかりません。納めることを怠っている人は子ども手当を全額早く欲しいわけです。それを承諾書として出させるということはおかしいと思います。まず数字をもう一回、未納の額をお聞かせください。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 22年度の決算、先日終えましてこちらの教育委員会でも報告させていただきましたが、22年度の未納がおおむね400万弱でございます。380万円程度の額だったと思います。手元に資料がないので記憶の範囲でございますが。そのうち現年度が、22年度に本来納めていただくべき人が納めていらっしやらないのがおおむね200万円程度でございます。この額というのが毎年若干ずつ増えてございます。というのもどうしても現年度に納めないとそれが雪だるまのように過年度に積み増しされていきますので、どうしてもなかなか、私ども年700件ぐらい訪問徴収を行っておりますが、徴収率としては0.2ポイント現年で落ちている状況です。そこで、私たちもこの子ども手当の仕掛けの中で、申し出があれば学校給食費の徴収をして構わないという手だてがせつかくできたところがございますので、今委員がおっしゃっていただいた不安は私もよくよく感じておりますが、しかし、それにめげずにいろいろな手を駆使して未納対策というものを打っていないと、納めている方との公平性の問題がございますので、そこは私ども真摯にこの制度を使わせていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 約400万近い未納があるということで、決して少ない額ではないと思います。日ごろ職員の皆さんが各家を回って、未納者の家を回られて徴収訪問されているということを伺っております。今伺ったところではその機会を活用してこういう制度を訴えていかれるということですので、ぜひ頑張ってください、少しでも400万から少なくなっていくように願っております。

よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

なければ私から、よく勉強していないからわからないんですけども、子ども手当の中からこういう方法で徴収できるようになったのは給食費と何ですか。それが一点と、もう一つは、保護者が、未納する気はないけれども、もうこの制度を活用して申し出を出してしまつて給食費は子ども手当から自動的にここへ落ちるようにしておく。自分は自分の口座に金を入れる手間が省けていい、そういう人もいるかもしれないですね。そういう活用の仕方はどうなんでしょうか。

給食課長。

○梶川給食課長 まず1点目、今回の子ども手当の徴収に係る費用でございますが、

申出書があれば取れる費用といたしましては、私どもの学校給食費、それから学童の保育料でございます。それから、学校の教材費も対象にはなるかと思えます。それから、申し出がなくても特別徴収できる納付といたしましては保育料がございます。私ども学校給食の立場でございますが、市の中では子育て支援課が中心となりまして学校給食課あるいは保育課、青少年課と共通の制度を利用いたしますので、調整会議を重ねているところでございます。

それから、申出書の取り扱いでございますが、基本的には申出書を提出していただければその時点で未納の額というのがはっきりとわかっている場合とわかっていない場合がございます。申出書をもらったとしてもその後未納の保護者の方と対応いたしまして、正直申し上げまして実際多額の滞納をしている方について子ども手当から取ってしまうとほとんど残りが少ないとか、そういった事態もあるかと思えますので、そこは今現在未納者はおおむね100件程度と考えておりますが、できる限り未納者と対応させていただきまして、幾らぐらいなら子ども手当から引いていいですかというような接触を持ちたいと考えております。なるべく、今、委員長がおっしゃられましたように、自分で口座に、郵貯の銀行に振り込む手間も少ないですし、これをきっかけに、では給食費を払おうと考えていただける保護者の方もいるかと思えますので、そういったところをたよりに少しでも未納を減らせればと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 補足でございます。

申出書を皆さんが出していただきまして、それによりまして、給食費を直近でいくと2月の支払い月になりますが、このときまで納めていただけないような事態もあり得るかと思えます。ここについては事務の流れの1番のところで、学校給食課から通知文を送らせていただきますが、この中で十分説明を尽くさせていただきたいと思っております。基本的には今までと同じ毎月給食費をお支払いくださいということをお願いしようと思っております。毎月給食費を納めていただきませんと、支払いは今度は本末転倒な結果になってしまうと困りますので、そこは十分説明を尽くして、基本的には毎月給食費を納めていただくということをご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 3、第42回東大和市民体育大会ふれあい市民運動会について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 私から、報告事項（3）第42回東大和市民体育大会ふれあい市民運動会について、ご報告させていただきます。

去る9月25日日曜日に、東大和市上仲原公園野球場において開催をいたしました。当日は約1,000人の参加がございました。これにつきまして、事前に企画運営委員会等を通じまして、競技内容や当日の運営について協議を重ねまして、当日12種目の競技を用意いたしまして、赤白対抗や自由競技ということで種別を設定し、取り組んでまいりました。結果として、紅白対抗の結果につきましては赤組が優勝いたしました。また、今後今回新しく競技に取り組んだものとかいろいろ反省すべき点もあるかと思えます。当日の従事者や今回の企画運営委員などからまた意見を踏まえまして、今後もう一回あります企画運営委員会で意見を集約して対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項 4、第41回東大和市民文化祭について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 続きまして、第41回東大和市民文化祭について、ご報告させていただきます。

今回は10月15日土曜日から11月3日の祝日までの期間、20日間を予定してございます。開会式につきましては10月15日土曜日、午前9時30分から午前11時30分まで、場所はハミングホール（小ホール）を予定しております。開会式とその後のアトラクションを予定してございます。閉会式につきましては、11月3日祝日の文化の日です。午後4時半から午後5時まで、中央公民館のホールを予定してございます。先ほど教育委員の皆様には通知と当日のプログラムをお渡しさせて

いただきました。そこに書いてございますとおり、今回は福島県の喜多方市大和町からの特別参加もございます。内容を充実し、市民の方多くの方に来ていただくよう周知に努めているところでございます。

報告は以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項5、地域スポーツクラブ設立について、本件の報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○佐伯社会教育課長 続きまして、地域スポーツクラブについて、ご報告させていただきます。

地域スポーツクラブについては、東大和市にはまだございませんが、現在東大和市スポーツ推進委員が中心となって地域スポーツクラブ設立に向けた話し合いを行っているところでございます。地域スポーツクラブとは、地域に、特定の体育館等の施設などを利用して、地域の皆さんが気軽に身近にいろいろなスポーツや運動が楽しめるクラブということで、地域の皆さんが主体的に運営をする、そういうクラブの設立を目指しております。資料的には昨年12月15日現在ですが、東京都内33地区で81クラブの設置ができてございます。資料は東京都から出しております資料を参考までに添付させていただいております。このような形を目標に、スポーツ推進委員の方々と意見を交わしているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項6、みずうみ号の被災地活動写真展について、本件の報告をお願いいたします。

中央図書館長。

○野口中央図書館長 資料その他報告(6)につきまして、みずうみ号の被災地活

動写真展について、ご説明申し上げます。

ご案内のとおり、市では被災地支援の一環といたしまして、移動図書館車みずうみ号を宮城県の石巻市青年会議所に貸し出しております。このたび現地での石巻市あるいは今川町、そちらの活動の内容がボランティアの方からいただきましたので、それを図書館の2階の展示コーナーがございますので、そちらに展示するという事で、期間が9月28日から11月30日までの開館時間になっておりますが、午前10時から午後5時まで、展示内容は活動の写真、図書館で貸し出しているところ、あるいはこれに伴いますハンモックを使ったり遊びなども入れていきますので、その辺の模様を地図をつけまして、それに基づきまして写真を展示してございます。こちらにつきましては、車両のみの貸し出しということになっておりますが、市内移動図書館車利用者の方にもご理解いただく一面もありますので、展示してございます。教育委員の皆様におかれましても、お忙しいとは存じておりますが、お時間が許す限りご来館いただければと思っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成23年第9回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時21分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会 議 録 署 名 委 員 土田 豊